

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

〔目的〕

第1条 この規程は、社会福祉法人梅香福祉会の法人業務に伴う役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償（以下、報酬等。）について定めることを目的とする。

〔報酬額〕

第2条 毎会計年度の報酬の総額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 役員報酬 30,000,000円を超えない範囲（評議員会の決議による額）
- 二 評議員報酬 500,000円を超えない範囲（定款第9条第3項に規定する額）
- 三 評議員選任・解任委員報酬100,000円を超えない範囲（理事会の決議による額）

〔法人業務〕

第3条 報酬等を支給する法人業務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 理事会
- 二 監事による定期又は臨時監査
- 三 評議員会
- 四 評議員選任・解任委員会
- 五 行政機関による監査
- 六 役員研修会
- 七 他の施設の視察
- 八 借入金の申請及び返済に伴う業務
- 九 その他理事長が必要と認めた業務

〔報酬等〕

第4条 前条第1号から第5号の法人業務にかかる報酬として、別表第1号に定める日当の額に出席日数を乗じて得た額を支給する。ただし、同日開催の法人業務に出席する場合は、重複して支給しない。また、費用弁償として、出席回数により旅費を支給する。

第5条 前条第6号から第9号の法人業務にかかる報酬として、別表第2号に定める日当の額に出席日数を乗じて得た額を支給する。ただし、同日開催の法人業務に出席する場合は、重複して支給しない。また、費用弁償として、出席回数により旅費を支給する。

第6条 職員を兼務する役員は無報酬とし、施設旅費規定により支払う。

〔支給〕

第7条 報酬等は、第3条各号に掲げる毎法人業務終了後に現金もしくは口座振込にて支給する。

〔公表〕

第8条 理事、監事及び評議員ごとの報酬支給総額については、決算後の現況報告書に記載の上、公表しなければならない。

〔附則〕

この規程は、平成29年1月1日から適用する。

別表第1号

この表は、前条第3条の1～5号に適用する。

日当	区分	旅費
10,028円 (源泉徴収実施)	(別表9) 旅費算出基礎に 基づき支払う。	2,000円
		3,000円
		4,000円
		実費又は実費相当額(自家用車使用) 宿泊費(※) + 交通費 実費相当額

(注) 区分に記載のない地区よりの旅費については、その都度実費又は自家用車使用時の距離数により算出した額で支給するものとし、理事長が専決する。

別表第2号

この表は、前条第3条の6～9号に適用する。

日当	区分	旅費
10,028円 (源泉徴収実施)	層塔から目的地	交通費実費相当額
	宿泊を要する場合	宿泊費(※) + 交通費 実費相当額

(別表 3) 役員旅費算出基礎

【福岡県内居住者】

2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円
○太宰府市	○久留米市	○糸島市	○中間市
○筑紫野市	○飯塚市	○広川町	○赤村
○筑前町	○志免町	○筑後市	○行橋市
○春日市	○篠栗町	○大川市	○うきは市
○大野城市	○福津市	○みやま市	○八女市
○宇美町	○小竹町	○東峰村	○大木町
○須恵町	○嘉麻市	○大任町	○柳川市
	○新宮町	○香春町	○添田町
	○朝倉市	○直方市	○築上町
	○小郡市	○芦屋町	○福智町
	○那珂川町	○岡垣町	○宗像市
	○久山町	○小倉南区	○遠賀町
	○古賀市	○八幡東区	○水巻町
	○桂川町	○八幡西区	○みやこ町
	○宮若市	○若松区	○田川市
	○糸田町	○戸畑区	○荻田町
	○川崎町	○鞍手町	
	○太刀洗町	○福岡市西区	
	○粕屋町	○福岡市東区	
	○福岡市博多区	○福岡市城南区	
	○福岡市南区	○福岡市早良区	
	○福岡市中央区		

【県外】

※県外居住者については、実費を支給する。支給内容は公共交通機関実費。

電車利用者は、特急料金。座席指定料金を含む。グリーン車料金は支給しない。

※飛行機利用者は、航空券実費と公共交通機関の料金を支払う。

※自家用車利用については高速道路料金・有料道路料金・ガソリン代【8Km 当たり
1リットルで計算】を支払う。(距離数は自己申告)

(その他)

※交通機関利用者で自宅から最寄りの駅(バス停含む)まで自家用利用の場合、駐車料金及びガソリン代を支払う。